（第74号議案）

令和８年（2026年）10月５日
厚　生　委　員　会　資　料
健康福祉部生活衛生課

中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第１条～第５条　（略）	第１条～第５条　（略）
（法第１８条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限及び許可等）	（法第１８条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限及び許可等）
第６条　区における都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号に規定する用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準工業地域に該当する区域（以下「制限区域」という。）においては、日曜日から土曜日までの期間は、住宅宿泊事業を実施してはならない。	第６条　区における都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号に規定する用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に該当する区域（以下「制限区域」という。）においては、月曜日の正午から金曜日の正午までの期間（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に該当する日の正午から翌日の正午までの期間を除く。）は、住宅宿泊事業を実施してはならない。
２～７　（略）	２～７　（略）
（周辺住民に対する周知）	（周辺住民に対する周知及び説明会の開催）
第７条　（略）	第７条　（略）
	２　制限区域において住宅宿泊事業を営もうとする者で法第１１条第１項の規定により住宅宿泊管理業務を委託することとなるものは、法第３条第１項の届出をする前に、前項の規定による周辺住民に対する周知のほか、当該住宅宿泊事業を営もうとする住宅の最寄りの区の施設において当該住宅の周辺住民に対し当該住宅宿泊事業の内容を説明するための説明会を開催しなければならない。
（法第３条第１項の届出に係る添付書類）	（法第３条第１項の届出に係る添付書類）
第８条　法第３条第１項の届出をしようとする者は、同条第３項に規定する書類その他区長が必要と認める書類のほか、次に掲げる書類を同条第２項の届出書に添付しなければならない。	第８条　法第３条第１項の届出をしようとする者は、同条第３項に規定する書類その他区長が必要と認める書類のほか、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を同条第２項の届出書に添付しなければならない。
⑴　前条の規定による周知を行ったことを確認できる書類	⑴　前条第１項に該当する者（次号に掲げる者を除く。）　同項の規定による周知を行ったことを確認できる書類
	⑵　前条第２項に該当する者　同条第１項の規定による周知及び同条第２項の規定による説明会

	を行ったことを確認できる書類
⑵　火災予防条例（昭和３７年東京都条例第６５号）第５６条の２第１項の規定による届出に係る届出書の写し（法第３条第１項の届出をしようとする者が同条例第５６条の２第１項の規定による届出を要する者である場合に限る。）	⑶　火災予防条例（昭和３７年東京都条例第６５号）第５６条の２第１項の規定による届出を要する者　同項の規定による届出に係る届出書の写し
⑶　住宅宿泊事業の業務に係る廃棄物（以下単に「廃棄物」という。）の処理に関する書類で規則で定めるもの	
第９条　（略）	第９条　（略）
（廃棄物の処理に関する届出）	
第１０条　第８条第３号に掲げる書類を提出した者は、当該書類に係る廃棄物の処理に関する事項に変更があったときは、規則で定めるところによりその旨を区長に届け出なければならない。	
第１１条～第１３条　（略）	第１０条～第１２条　（略）
（廃棄物の適正処理）	（廃棄物の適正処理）
第１４条　住宅宿泊事業者等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第３条第１項の規定により廃棄物を適正に処理しなければならない。	第１３条　住宅宿泊事業者等は、住宅宿泊事業の実施に伴い生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第３条第１項の規定により適正に処理しなければならない。
第１５条　（略）	第１４条　（略）
（法又は条例の規定による命令に違反した場合の公表）	
第１６条　区長は、住宅宿泊事業者が法第１５条若しくは第１６条第１項若しくは第２項の規定又は第６条第７項の規定による命令に違反したときは、その旨、当該住宅宿泊事業者の氏名及び住所（法人の場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）、当該届出住宅の所在地その他の規則で定める事項を公表することができる。この場合においては、第１１条第２項の規定により氏名を公表していない住宅宿泊事業者についても当該氏名を公表することができる。	
第１７条　（略）	第１５条　（略）
附　則　（略）	附　則　（略）

附　則 （施行期日） 1　この条例は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） 2　改正後の第６条第１項の規定は、施行日以後に住宅宿泊事業法（平成２９年法律第６５号）第３条第１項の届出がされた同法第２条第３項に規定する住宅宿泊事業（以下単に「住宅宿泊事業」という。）について適用し、施行日前に同法第３条第１項の届出がされた住宅宿泊事業については、なお従前の例による。 3　改正後の第７条の規定は、施行日以後に住宅宿泊事業法第３条第１項の届出をして住宅宿泊事業を営もうとする者について適用し、施行日前に同項の届出をして住宅宿泊事業を営もうとする者については、なお従前の例による。 4　改正後の第８条の規定は、施行日以後にされる住宅宿泊事業法第３条第１項の届出について適用し、施行日前にされた同項の届出については、なお従前の例による。 5　住宅宿泊事業者（住宅宿泊事業法第２条第４項に規定する住宅宿泊事業者をいう。以下同じ。）で施行日以後に住宅宿泊事業を営んでいるもの（改正後の第８条の規定により同条第３号に掲げる書類を同法第３条第２項の届出書に添付した住宅宿泊事業者を除く。）は、同号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。 6　改正後の第１６条の規定は、住宅宿泊事業者が施行日以後にされた住宅宿泊事業法第１５条若しくは第１６条第１項若しくは第２項の規定又は中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例第６条第７項の規定による命令に違反した場合について適用する。	